

保護者様

小田原市立橋中学校長

小田原市立小・中学校における9月27日（月）以降の給食について（通知）

学校給食の運営については日ごろより御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

9月27日（月）以降の学校給食について次のとおりお知らせいたします。

（本校では、10月1日（金）から午後の授業を開始します。）

1 給食が不要な場合

保護者からの申し出により9月27日（月）以降の給食を不要とする場合は辞退を可能といたします。

（1）辞退が可能な場合 ア 登校を控える場合

イ 登校するが、給食は食わずに帰宅する場合

（2）辞退が可能な期間 ア 9月27日（月）から9月30日（木）までの全ての給食

イ 10月1日（金）以降、年度末までの全ての給食

（再開の場合は下記6を参照）

※ 上記ア、イのいずれか、もしくは両方

2 給食費の取扱いについて

給食を辞退される場合は、届け出によりこの期間の給食費は不要となります。（年度末の給食費で調整します。）

3 届出期限 令和3年9月15日（水）16時 厳守

届出期限を過ぎた場合には、食材の発注の関係上対応できないため、取扱いができませんので御了承ください。辞退される場合は、必ず期限内に届出をお願いします。

4 届出方法 以下のいずれかの方法で届出をしてください。

（1）下記 「学校給食辞退届」を学校の担任に提出してください。

（2）「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校宛てに電話で申し出てください。

5 届出先

小田原市立橋中学校

6 給食辞退者の再開について 別紙参照

----- き り と り 線 -----

学校給食辞退届

令和3年 9月 日

小田原市立橋中学校長 あて

[クラス 年 組 児童生徒氏名]

※下記いずれか、もしくは両方に○をつけてください。

() 9月27日（月）から9月30日（木）までの間に実施される全ての学校給食を辞退します。

() 10月1日（金）以降、年度末までの全ての学校給食を辞退します。

[保護者氏名]

※令和3年9月15日16時 まで（届出期限厳守）に担任に提出してください。

給食の再開の申し出について

10月1日（金）以降、3月末日までの給食を再開する場合は、次のとおりとします。

1 給食の再開を行う場合

再開希望日の前週月曜日までに下記「学校給食再開届」を提出してください。

2 届出方法 次のいずれかの方法で届出をしてください。

（１）下記 「学校給食再開届」

（２）「学校給食再開届」を提出できない場合は、学校宛に電話で申し出てください。

3 再開日について

申し出の翌週の月曜日から給食が再開となります。

4 具体例

（１）10月 4日（月）から再開	→	申出期限	9月27日（月）まで
（２）10月12日（火）から再開	→	申出期限	10月4日（月）まで
（３）10月18日（月）から再開	→	申出期限	10月11日（月）まで
（４）10月25日（月）から再開	→	申出期限	10月18日（月）まで

5 届出先

小田原市立橘中学校

----- き り と り 線 -----

給食再開届

令和3年 月 日

小田原市立橘中学校長 あて

[クラス 年 組 児童生徒氏名]

給食の再開を申し出ます。

再開日 () 月 () 日 (曜日) から

[保護者氏名]

※毎週月曜日から再開になります。再開を希望する週の前週の月曜日までに担任に提出してください。

※上記4 具体例を御参照ください。